

名酒買取新聞

4 月 22 日 号

4/29 ~ 5/7
土 日

相続買取
相談週間

お問合せは

名酒コンサルタント
0120-56-9367

【南勢支店】松阪市小野江町字大町716番地2
TEL 0598-5619363
FAX 0598-5619368
【本社】四日市市久保田一丁目5番41号
TEL 0593-2217100

不動産相続の沼!? 固定資産税 地獄

令和6年4月1日より施行 相続登記の義務化が決定

令和3年4月 相続登記の義務化が決定されました。今後、相続等により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を行わなければ、十万円以下の過料の対象となります(正当な理由が無いのに申請を怠った場合)。しかし、不動産を相続すれば、毎月の固定資産税は相続人が支払うこととなり、相続人にとっては、管理面・金銭面の負担が増えます。中には、相続をしないまま代表者が固定資産税を支払う方もみえますが、それでは相続問題を解決したことにはなりません。相続放棄をしない限り、避けることは出来ない相続問題に直面してしまいます。

蓋を開ければ相続人が何人も

名義が亡くなった方のままの不動産。不動産の売却を検討している方は、名義を相続人に変更しなければ売却できません。しかし、今まで相続登記をしないまま放置していた不動産を、いざ相続登記をしようとする、複数人の相続人が存在していることもあります。この場合、相続人全員の同意が必要となる為、手続きに時間と手間がかかります。また、一人でも同意を頂けないとなると、家族間でのトラブル発生へとつながってしまいます。

不動産は元気なうちに現金に

長年大切にしてきたお家が原因で家族間の揉め事を発生させない為にも、自分が元気で動けるうちにお家を現金化して相続するのも一つの解決策です。もちろん、相当の決断が必要です。しかしながら、相続登記の義務化が決定した今、動き出すタイミングなのかもしれません。

まずは、自分のお家がどれくらいの金額になるのか? 無料査定で適正価格を知ることから始めましょう。適正価格が分かれば、今後どうしていけばよい家族間での相談もしやすくなります。出来ることからコツコツと始めていきます。

ほんとうにあった事件簿

ケース①

京都市内にて、登記簿上2022人が所有者になっている老朽化した空家が存在。子孫の一部は処分を検討するが、名義202人の子や配偶者ら法定相続人は千人単位に膨らんでいるとみられ、弁護士も「全員の住所を調査して同意の印鑑を集めるのは不可能」と見解。京都市も対処に苦慮している様子。近年空家の増加が見込まれる中、より一層の対策が求められている。

ケース②

相続人は4人と聞いていた不動産。しかし、いざ売却をしようと調査すると相続人は9人だったことが判明。そして、内1人は、意思表示が出来なかった為、不動産の売却は塩漬けとなった。

バックナンバー

過去の記事は、
二次元コード読み取りで
ご覧いただけます。



- * 3月4日号
不動産は「元気なうちに現金に!」
- * 3月18日号
「残された妻や子を襲う空家管理の恐怖...?」
- * 4月8日号
「今年のGWは草刈り or レジャー?」

今後、**利用予定のない不動産**は
持っているだけで
『**金食い虫**』に
なりかねません…

また固定資産税
払わないと…



今なら!
買取強化
サンキューキャンペーン

名酒コンサルタントは…
おかげ様で42年

最大
39万円分
サポートします

先着
39組様
等にお使い下さい
不用品処分 登記費用
測量費用 相続費用

キャンペーン期間
令和5年5月31日迄

キャンペーン詳細は
二次元コードからご確認ください



※諸条件ございます。
また全ての買取を保証するものではありません。
ご了承ください。